

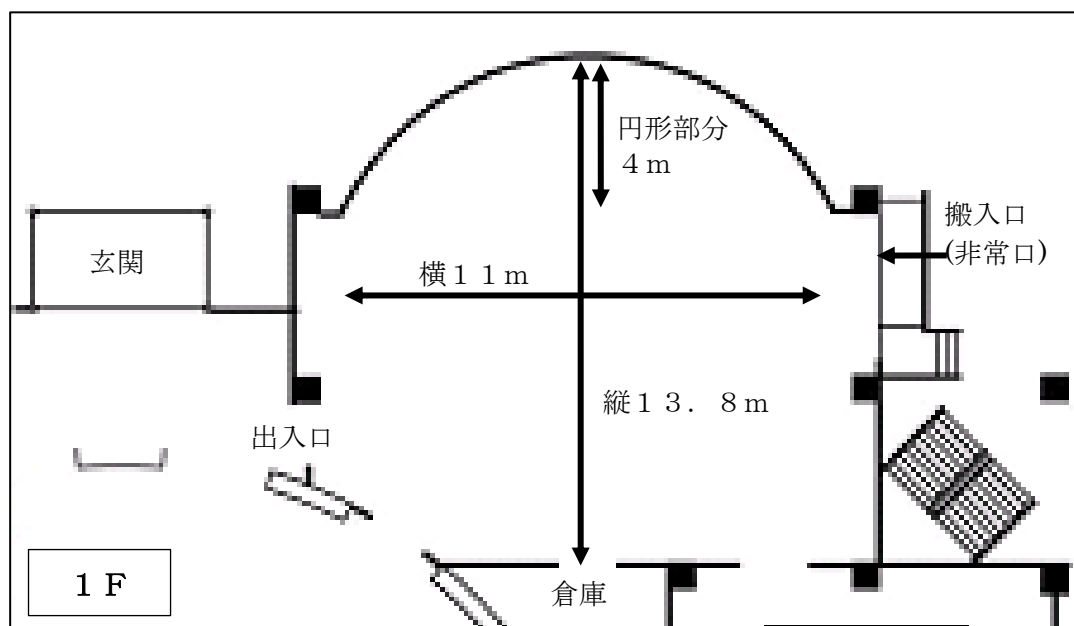
## 貸館利用のご案内

### 多目的ホール

会議室のほか、絵画・書道等の作品展示にご利用いただけます。



### ◇図面



### ◇備品

種類	個数	
足の折りたたみ式机	白面 40 台 (寸法：W1800×D450mm)	木面 4 台 (寸法：W1800×D450mm)
上面の折りたたみ式机 (キャスター付き)	白面 10 台 (寸法：W1800×D450mm)	木面 5 台 (寸法：W1800×D450mm)
パイプ椅子	158 脚	

《 収納人員の機の配置例 》

白面机 (寸法：W1800×D450 mm) 5×8=40 台 ×2 人掛け=80 人

(更に、講師の前に机を 5 台設置すると最大 90 人可能)

◇使用料

使用時間 使用区分	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
入場料を徴収 しない場合	3,300 円	5,500 円	6,600 円	8,800 円	12,100 円	15,400 円
入場料を徴収 する場合	6,600 円	11,000 円	13,200 円	17,600 円	24,200 円	30,800 円

【 備考 】※[宮崎科学技術館条例](#)より抜粋

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、入場料を徴収するものとみなす。
  - 会費を徴収するとき。
  - 会員制度により会員を招待するとき。
  - 商品買上者に対し、招待券を発行するとき。
  - 営業の宣伝その他これに類する催物をするとき。
  - その他前各号に準ずるとき。
- 冷房又は暖房を使用する場合における使用料は、所定の使用料に当該使用料の 3 割に相当する額を加えた額とする。
- 使用時間区分を超えて使用する場合又は使用時間区分以外の時間に使用する場合は、当該超過時間又は使用時間 1 時間（1 時間未満は、1 時間とみなす。）につき、この表に定める午後 1 時から午後 5 時までの使用料の 4 分の 1 を徴収する。
- 前 2 項の規定により算定した使用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

◇留意事項

- ①開館時間中（午前 9 時から午後 4 時 30 分）は、展示物稼動のため、天井からの音が発生しますので、予めご了承ください。
- ②音響、映像設備についてはご相談ください。